

第 63 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 28 年 12 月 1 日（木） 午後 2 時から午後 3 時 40 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 11-1 盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 C

3 出席者

【委員（11 名） 敬称略・五十音順】

伊藤 歩

久保田 多余子

齊藤 貢

佐藤 きよ子

島田 卓哉

鈴木 まほろ

鷹觜 紅子

中村 学

平井 勇介

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

環境保全課総括課長 小野寺 宏和

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 藤村 朗

その他関係職員

【事業者】

日本風力開発株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 11 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（1）「（仮称）洋野風力発電事業計画段階環境配慮書」

[会長]

それでは、議事の一番目、「（仮称）洋野風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者（日本風力開発株式会社）から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。
それでは、事業者から説明をお願いいたします、30分程度でよろしく申し上げます。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい。それでは、一通り希少種以外の部分についてご説明いただきました。
それでは、希少種以外の部分につきまして、今の説明についての再質問等を、お願いします。
その後に意見を伺います。まず、質問、再質問をお願いします。

[斉藤委員]

2番目の質問をさせて頂いたのですが、機材の搬出入のルートが、一応、これですと5箇所予定してありますよね。これは、マックスな状態で、配置が決まれば、例えば、北の方に1本とか、南の方に1本とか、そのようなイメージで考えていいのでしょうか。それとも、この青斜線のところは、5本はここに開発するという意味での5箇所なののでしょうか。

[事業者]

青斜線につきましては、風車を仮に並べた時の状況で、この道路を使って、事業実施想定区域に入るだろうという所を考えておりますので、最終配置によっては、使わなくなる道路も出る可能性もあります。

[斉藤委員]

なるべく、搬入路自体の改変も少なくした方がいいと思いますので、そういった所を配慮して頂ければと思います。

[事業者]

どうしても、横路線しかないもので、縦路線があれば、そこを使って、入るのは一箇所からで、後は縦路線を使うのですが、横路線しかないということで、今、沢山の路線を入れてあるという状況です。

[斉藤委員]

そうなる、配置自体も、設置している風車ごとを繋ぐ路線というのは、それは当然区域内だから作るのかもしれませんが、そこ自体はそれ程大きく改変はしないで、というイメー

ジなのですか。

[事業者]

はい。先ほど河川の図面を示した通り、河川の横に縦路線というのと、どうしても、そこに改変が出てくるということで、横路線で考えております。

[斉藤委員]

分かりました。

[会長]

他にありますか。

はい、平塚委員。

[平塚委員]

検討フローについて、アセス書の7ページ、あるいは、本事業の事業規模について伺います。

配慮書段階ですので、そもそも、この発電所規模で、発電機1基、1基の大きさと総数というのが、どうやって決まったのか。あるいは、どうやってお決めになったのかということをお伺いしたいと思います。

先ほどの話では、この7ページのところでは、ある程度分かるのですが、もう少し具体的に伺いたいです。例えば、それは面積が決まれば、自動的に決まるものなのか。そうではなくて、現地の地形の、例えば、平坦な面がどれくらいあるのかとか、傾斜がどれくらいなのかとか、あるいは、そもそも経済的、経営的に、これくらいでないとならないという要因もあるのか。あるいは、風車間の距離というのは最低限どれくらい取らなければいけない等、色々な要因があると思います。その辺を、なるべく今のうちに伺っておいた方が、アセスの効率としてはよろしいのではないかと思いますので、教えて下さい。

[事業者]

風車の間隔については、風下方向の場合は、理想的には風車の羽の大きさの10倍と言われております。横方向が3倍の距離を取りなさいというのが理想でございますが、ほぼ10D、3Dという言い方をしているのですが、それくらいを取るようにしています。今は、8くらいでも大丈夫だろうということでは言われているのですが、その辺が風車の間隔的には広げて配置をするということで、風配はどういう状況なのか、風向きを見ながら、風車の位置をある程度高い所で、ここに置いたら風下の影響を受けるか、受けないかというようなことを検討しながら、算出して、そういう状況でやった結果が、最大45くらい入るだろうと。そういう形で決めさせてもらっています。

それと、風車については今、2000～3600という形で書いています。我々が青森県六ヶ所村でやったときは、1500kwくらいの風車が主流だったわけですが、段々大型化されてきています。

そういうことで、アセスをやっていく中で最大が3600くらいになってしまうということで、3600という数字を書かせて頂いたわけなのですが、どうしても、ブレードの大きさが120mという直径になってきますと、輸送の問題も出てきますので、今後、輸送だとかの調査もやりな

がら、最終的な風車の大きさについて決めていきたいと思っております。

[平塚委員]

恐らく最大級ではなくて、最大級よりは、ちょっと小さいくらいではないかと思うのですが。

[事業者]

そうですね。陸上としては、今は3600くらいで、洋上になってくると、もっと大きなものが出てきます。

[平塚委員]

陸上レベルでは、最大ということですか。

[事業者]

はい。

[平塚委員]

分かりました。

大きなものを少なくやるのと、小型のものを多数設置するのでは、その辺はどういう比較になるのでしょうか。

[事業者]

やはり輸送の問題がございます。それと大きくなってくると景観への影響というのも、ある程度範囲が広がってくるというところもございますので、最終的な影響範囲というのをどう見るのかというのを考えながら、機種を決めていきたいと思っております。

[平塚委員]

はい。わかりました。

[会長]

他にございますか。

はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

配慮書の8ページですけれども、下の方に、「住宅から500mの範囲について、環境配慮のため事業実施想定区域（案）から除外することとした」というふうに書いてあります。

166ページと167ページですけれども、166ページの表に、0.5～1km以内の範囲内に、住宅が220軒という数字が載っているのですけれども、ちょっと数が多いような気がするのです。今までの経験が豊富だと思います。今回、ましてや3,600kw級の風力発電機、そういったものを建てた場合、実際の所どういう影響を想定できますか。

今まで、騒音だとか、設置した後の住民側からの苦情というのはなかったですか。

[事業者]

風車が稼働を始めるときに、今までは無い音といいますか、多少、音が気になる方も出てくる場合もありますが、やはり、我々も事業をやるのに地元にも十分説明してやらせてもらっていますので、この風力発電所を造った後で、ずっと音の問題が影響しているというものはありません。

[鷹嘴委員]

それは、3,600kw 級の場合ですか。

[事業者]

今まで、うちでやった一番大きいものでも 2,000kW 級ですので、段々大きくなっているということで、3,600kw というのを出させてもらっているわけですが、今まで、我々が建設した中では、2,000kW 級のものを作ってきているのですが、その時も、特には苦情等は起きていないという状況でございます。

[鷹嘴委員]

それは、風車との距離が 0.6 km くらいですか。

[事業者]

500m 以上程度離すような形でやっているのですが、2,000kW 級を作ったのは、青森県の六ヶ所村だったので、既存の風車が沢山ある所の中に、ポンポンと入れさせてもらいましたので、その中では、新しい 2,000kW 級でも、住宅との距離が、もう少しあったと思いますので、特に苦情等は起きておりません。

[鷹嘴委員]

結局、六ヶ所村は、海岸上に、かなり風車が並んでいる所ですよ。でも、今回の場所は、今まで風車の経験が無い場所だと思うのです。そこで、2,000kW 級から 3,600kw 級という、かなりの大きさになると思います。その辺のところはかなり心配だなという感じがします。

[事業者]

音については、最近、環境省も新しい指針というものを出示してきましたので、その機種の発生源が、どのくらいの大きさかということで、環境基準を満たすと言いますか、その基準を満たすために、何 m 離せばいいということ、最終的に、機種と風車の配置というのは、音がどこまでいったら低減できるのかということをお考えながら、決めていきたいと思っております。

[鷹嘴委員]

今回の風車の、2000kW 級と 3600kw 級というのは、混ぜて使うような感じになるのですか。

[事業者]

混ぜて使うということは、まずないと考えておまして、2,000kW 級なら 2,000kW 級でいく

と。3,600kw 級の大きなものなら、3600kw 級で進めていくという形になります。

[鷹嘴委員]

そうしましたら、その大きさのことで、208 ページの景観の部分ですけれども、209 ページの可視領域が色塗りされているわけなのですが、これは、おそらく全景が、3,600kw 級のもので考えている可視領域だと思うのです。

[事業者]

最大の時の可視領域です。

[鷹嘴委員]

そうすると、これが、2,000kw 級のものであれば、可視領域は、また変わってくるということですよ。

[事業者]

もっと小さくなります。

[鷹嘴委員]

そういうことですよ。

それについても、記載した方がいいのではないかなと思うのです。というのは、2,000kw 級を使うか、3,600kw 級を使うかというのは、まだまだ、これから先ではないと出てこないということですよ。

[事業者]

そうですね。

[鷹嘴委員]

では、2,000kw 級を使う時の可視領域というのは、また別の形で出てくるのですか。

[事業者]

最終的な、評価書段階においては機種も決まりますので、評価書の中においては、一番正しい可視領域、もっと狭くなった形のものになると思います。

準備書段階では、機種をある程度決めてやりますので、その段階では、可視領域も変更になってくると思います。

[鷹嘴委員]

結局この主要眺望点とか、そういった場所からは、ほとんど見えるということですよ。この3,600kw 級だと。

[事業者]

現在、お示ししている可視領域につきましては、この区域内全部に風車が建っている場合を想定しております。208 ページの (1) 予測手法②のところにあるように、メッシュで区切って、この風力発電機の設置範囲内、一番端も含め全てに建っていたらどういうふうに見えるのかを、最大で予測しておりますので、実際に風力発電機の配置が決まった場合には、それに合わせて可視領域も変動して、もっと実際には、狭くなるような感じにはなりません。

[鷹嘴委員]

そうすると、その配置がきちんと決まって、一つずつについて、仰角であるとか、そういったものを出していくことになるのですよね。眺望点から風車を見るにあたっての仰角ですとか、そういったものを新たに出してくるということですよ。

[事業者]

主要眺望点からの、そういったフォトモンタージュですとか、どういうふうに見えるのかというのは、全て予測させていただきます。

[鷹嘴委員]

それから、148 ページなのですが、ここに埋蔵文化財包蔵地の図面があるのですが、この青の斜線は風力発電を設置しない事業想定実施区域になっているのですけれども、その中に埋蔵文化財包蔵地が入っているのですけれども、この事業区域は、一体どのような事業を行うのでしょうか。道路の拡幅とか、そういったことでしょうか。

[事業者]

搬入路として、道路を、多少広げないといけない部分があると思っておりますので、広げる事を前提に道を入れさせてもらいました。

[鷹嘴委員]

例えば、③は「西の館跡」となっているのですが、そういうふうな館の跡は、掘削とかが出来るのですか。掘るのは出来ると思うのですが、その上から、工事は出来ないのではないかと考えるのですが。

[事業者]

道路の場所と、この埋蔵文化財の位置関係が、どこまで接近しているのかというのは、まだ確認しておりませんので、今後確認して、そこの所が拡幅出来るのか出来ないのか、反対側を広げてほしいとか、色々と協議をしながら、埋蔵文化財に影響がないような形で道路等を作っていきたいと思っております。

[鷹嘴委員]

その辺の所を、もうちょっと詳しく示してもらえればと思います。

それから、最初に戻るのですけれども、19 ページに基礎の構造が載っています。これが「例」

となっていますから、今まで沢山事業をされてきて、一般的には、こんな形で作りましたよということだと思えるのですけども、供用期間が終わった後、おそらく杭とかも打ちますよね。これは、一体どうするのですか。

[事業者]

今、風力発電事業自体は、20年くらいの事業でございまして、風のいいところであるならば、業界としても、この基礎の部分を使って、次の風車の事業を、また展開していきますので、そこにこの基礎が使えるのかどうかという研究を、風力発電協会としてやっている状況です。

[鷹嘴委員]

結局、撤去することなく、永久に使い続ける方向に持っていくのですか。

[事業者]

そうですね。これを基礎に、補強を、まだ数本継ぎ足していいのかということもございまして、もっと数をこの間に足していくのか、この基礎ともう一本、二本足していいのかというのを、今後、決めていきたいと思っております。

[鷹嘴委員]

海に割合近い方ですから、おそらく、コンクリートの中性化とかも割合進み易い地域なのではないかなと思います。その辺の所も、十分ご検討頂ければなと思います。

[会長]

今の最初の方の、騒音とか風車の影について、他の委員の方、何かありますか。

[平井委員]

これまでの経験上でお答え頂きたいのですけれども、住民への説明というのは、どのような単位で行われるのですか。

[事業者]

住民説明については、今回配慮書の段階でございまして、まだ、これからという段階でございまして、アセス法に基づく住民説明会というのは、必ずやっては行くのですが、後は、事業計画が固まった段階で、地元で説明会をさせてもらっています。

最終的には、工事の段階でどういう路線を使ってやりますよとか、そういうものまで説明をしていきます。

[平井委員]

例えば、地域の自治会単位で説明会を行うとか、小学校とか、そういったことはいかがですか。

[事業者]

基本的には、アセス法に基づく説明会は、地域ごとにやっていかないのですが、事業の概要については、集落単位で説明会をさせてもらっています。

地区長さんと相談して、全部を集めてやってくれとか、回覧で回してくれという所もございますし、何かの集まりがあるから来てちょっと説明してくれ、と言われるようなこともございます。そういったところで説明しております。

[会長]

よろしいですか。

先程の事業者の説明で、環境省が最近騒音についての説明を出したということですが、それは、超低周波音、何mは避けなさいとか、そういう基準が出たということですか。

[事業者]

音の方でございまして、今の残留騒音に対しまして、5 デシベルというような指針が環境省の方から、つい先日、11月25日に出ています。本当にまだ出たばかりという状況でございませぬ。

[会長]

5 デシベルが限度ですか。

[事業者]

プラス5 デシベルです。

[会長]

それが限度ですか。

[事業者]

あくまでも指針ということで、出されたという形でございます。

[会長]

そうですか。

低周波音については、特に何も出されていないですか。

[事業者]

低周波音については、それと一緒にには出ておりませぬ。

[会長]

そうですか。

昔は、どちらか忘れましたが、800mとかですね、1kmが境目だという話を聞いていたが、今回の500とか、600mだと少し近いような気がしたのですがね。これは、住宅ごとに、

シミュレーションか何かで予測するのか、それとも一律、色々な周囲の状況から何m離すと決めるのかどちらなのか。

[事業者]

風車の発生源の所から、何mいけば影響が無いかということを出しまして、逆に住宅からではなくて、風車の位置からの距離で出しています。

[会長]

そうですか。

そうするとやはり、暫定何mというのは、ある程度決めて、区域を設定しているのですよね。

[事業者]

そうです。

今は、500mくらいでやっているのですが、最終的に風車の位置を決める時には、この機種だったら何m離さないと騒音だとか、低周波の問題はクリアできないという形になれば、それだけの距離を取るなりということで決めております。

[会長]

そうですね。

[事業者]

あくまでも、今回赤線を引かせて頂いたエリアが、ここが全て外側に建つわけではないのですが、ここから500mという形で設定させてもらっていますので、実際に風車を建てる場所は中側に入ってきます。

[会長]

そうですね。余幅があるわけですね。分かりました。

では、騒音とか改変等の所はよろしいですね。

他にございますか。

[会長]

それでは、私の方から出したいと思います。

まず、本編の43ページに、典型地形という表現で図があります。一部が事業区域に係るのですが、かたや本日のスライドの17ページには地形及び地質は対象外、配慮事項外としているのですが、この典型地形というのは、どのような保全対象なのでしょう。

[事業者]

ここで言う、重要な地形地質といいますのは、日本の地形のレッドデータブックで、文化財保護法により指定されているような重要地質というような観点で考えておりますので、それについて重要な地形がないので、選定していないと配慮書段階で設定していました。

典型地形につきましては、影響があるのかないかの検討も含めまして、今後、保全対策が必要なのかどうか検討させて頂きたいと思います。

[会長]

そうですか。

これは、海岸段丘のことですよね。他の案件で、高原の地形というのが重要地形になっていたという例があるのですけどね。実際には、地形といっても、その上は耕したりなどして、何かしら変わっているわけですよ。この海岸段丘だって、人がいっぱい住んでいるのですよね。もう変わっているわけなのですが、何か、保全指標とか規制があれば、それに従う必要があると思うのですけどね。とりあえずそれは分かりました。

あと、島田委員の、コウモリに関して、高い所で調査して下さいという質問があって、今回の回答で、風況観測塔にバッドディテクターをつける可能性もあり、検討するとあります。11番の質問ですね。

配慮書段階では、外からの意見は無かったですね。配慮書に関して一般市民の方の意見というのは、まだ、これから来るのですか。

[事務局]

配慮書では、事務局の方には届かないこととなっておりますが、おそらく事業者さんの方には届いているかと思います。

[事業者]

今回、住民の方からの意見というのは、2件来てまして、2件ともコウモリに関する意見が来ております。

[会長]

そうですね。

いずれのウィンドファーム案件でも、コウモリの意見が必ず出るようになっていまして、色々なことを調べて下さいということですけどもね。

今回の回答だけでも、要するに問題は最終的には、ブレードが回っているところを、どれだけコウモリが飛んでいて、その影響があるのかということを見なければいけないのですよ。最終的にはですよ。

そうしますと、風況観測塔が通常は60mくらいまでしかいかないのですよね。それより高いところの風況は、シミュレーションで予測するわけですよ。60mですと、今回最大で羽根の高さが100m、低くても70数mと書いてあるのですけども、バッドディテクターの有効距離というのは、2、30mですよ。良くてですよ。だから、60mに30mを足してぎりぎりなのですよ。つまり、それより、ハブやナセルよりも、もっと上、これは100mに50を足して、最大150mくらいの高さになりますけども、そこまで測定出来ないですよ。実際はね。

その場合、コウモリは、シミュレーションするわけにはいかないもので、高いところは、結局、風速観測塔にバッドディテクターを付けても分からないのですよね。だから、それをどうクリアするのかですよ。

これは、一事業者だけでは解決出来ない問題かもしれませんので、事業者団体もあるかと思っていますので、皆さんで相談して、それから他事業の例も引いて、出来るだけ一般市民の方、或いは、今回のこの審査会から出た質問にも答えられるように努力して欲しいと思っています。

それから、私が質問した No5 の、農業地域と森林地域が重複している理由は何かということで、これも、最近のウィンドファームの案件ではよく出ているのですが、図としては、森林と農地が重複している例がよくあるのですよね。

私が言いたいのは、森林であれば保安林の問題、今回特に重複している地域はないようなのですが、農地ですと、農振法に該当しない第一種農地は、最近では、ソーラーとか、場合によっては、風力も使えるようになってきているのですよね。その場合に、場所を選択し、大事なエリアを避けるという場合に、そういう最新の規制の緩和措置も利用する必要があると思います。

もう一つは、先程、地元への貢献、共生が御社のモットーだと書いてありましたよね。ということで、地元はどういう恩恵が及ぶかということを考えると、例えば、平成 26 年の 5 月に農山漁村再生可能エネルギー法というのが出来て、地元と協定して、地元に戻元する計画が立てられれば、開発事業で、優良農地とか、場合によっては農振法の土地も含めて使用できると。そういうふうになっているので、地元と契約をして、地元にも還元出来て、それで大事なところは守ると。そういうシステムを追求する必要があると思うのですけどね。ご存知のことだと思いますけどね。

それに関連して、農地と森林地域が本当の所どうなっているのかよく分からないというのは困るので、出来るだけ早く、どういう規制がかかっているのかというのは、明らかにする必要があります。

後は、稀少種以外ではよろしいですか。

はい、どうぞ。

[鈴木委員]

これは、事業としては、前倒しの調査をする事業ではありませんよね。

[会長]

NEDO の前倒し対象事業ではないですね。

[事業者]

ではないです。

[鈴木委員]

そうしますと、調査方法に関する質問ですとか、要望は、方法書が出てからすればよろしいですか。

[事業者]

調査については、NEDO の前倒し調査はしていないのですが、今、アセスの時間が凄くかかるということで、風況観測塔を建てながら、アセスを進めていって下さいという形でございます

し、この場合猛禽類のこともありますので、2営巣期は調査しなければならないということで、猛禽類等については、既に調査を始めさせてもらっているという状況でございます。

[鈴木委員]

早めに要望は申し上げた方が宜しいでしょうか。

[事業者]

もしございましたら、言って頂ければ、時間のかかるものについては早めに調査したいと思います。

[鈴木委員]

分かりました。ありがとうございます。

[会長]

今、質問を受けていますので、これから、意見の所で作せるものがあれば出して頂ければと思います。

それでは、この非公開ではない部分につきまして、皆様の方で、今仰っていた要望も含めて、意見が更であれば、出して頂きたいと思います。

[鷹嘴委員]

久慈市の侍浜支所の方から、住宅地が、0.5 km～1.5 kmのところにはいっぱいあると。全体的にそうなのですが、やはり、地域住民への説明、理解というのはすごく大切なことではないかと思うのです。

それで、フォトモニタージュについては、主要な眺望点だけになっているのですが、それ以外に、近いと想定される住宅からのフォトモニタージュも作成して頂ければ、説明しやすいのではないか、理解を得易いのではないかと思います。家の数が多いですけど、そこからいくつか抜粋してお願いします。

[事業者]

地元説明を、何回か行っていきますので、住民の方からも、この地域からどのように見えるのかといった時には、そういうものを作ったりというのは、今までもやっておりますので、必要に応じて作っていきたく思いますし、それは、アセスメントどうのこうのというのではなく、地元への説明、理解活動の中で、そういう形を取っていきたく思っております。

[鷹嘴委員]

フォトモニタージュはいつかの段階で上がってくるのですよね。

[事業者]

上がってきます。

[事業者]

主要眺望点以外にも、周辺の集落として、最寄の住居施設等からも調査する予定でございますので、準備書では、お示し致します。

[鷹嘴委員]

はい、分かりました。

[会長]

この中にはまだ配慮書段階なので書いてないかもしれませんが、最大 45 基くらい風車が建って、結構大きな穴を掘りますよね。その残土をどこに持っていくかというのは、準備書段階くらいですか。

[事業者]

そうですね。準備書段階で、ある程度計画が、どの辺でどのくらい改変しなければならないのかということが、測量等やって、ある程度地形データを取り込んだ中で、造成計画を作成していきますので、残土量がどのくらい出てくるのかということが準備書の段階では出てきませんので、その段階で、どこで残土処理するのかということを示したいと思っています。

[会長]

カワネズミのところの回答で、川は埋め立てないから、川には直接影響しないから大丈夫というような回答が、ここに直接ではないですが、配慮書の中にありましたけども、ただ、残土をどこに持っていかとか、それからセメントを結構使いますから、セメントから流出するアルカリ成分とかですね、色々、川に影響しないわけではないと思うのですよね。

この辺は、結構河川だと、サケ漁、サケの養殖をやっていると思うのですよね。そういう点から見ても、残土計画を含め、河川そのものへの影響についても、影響が出そうなことを前提に、色々調査して、回答を書く必要があると思います。

[島田委員]

質問に戻ってしまうのですが、根本的なことなのですが、16 ページの事業想定範囲のことなのですが、真ん中の部分は、風車は建てないとなっていますよね。これがなぜなのかということと、あともう一つ、真ん中に一つ丸があって、事業実施想定区域からも外れている場所がある、これはどういう配慮なのかということです。

[事業者]

この真ん中に住宅があります。そこを避けたという形になります。

[島田委員]

住宅を避けたのですよね。分かりました。

そうすると、そこ以外の丸の右側とかが、入っていないのは、なぜかということと、今の川のことにも関連するのですが、上の赤い部分と、下の赤い部分を、縦に繋ぐような管理道

路は考えられているのですか。

[事業者]

考えてはおりません。

[島田委員]

そうですか。ここは、丸っきり使われない可能性が、今の段階では高いのですか。

[事業者]

はい。そうです。

[島田委員]

分かりました。

[会長]

この図だとちょっと分からないのですが、種市の、一番有名なウニか、アワビなどを養殖している場所があるのですよね。海岸に溝を掘ってですね。それが、これでいうと一番出っ張った所ですか。ちょうど今、島田委員が言った風車を建てないところの、真っ直ぐ海岸に行ったところですかね。どこだか分かりますか。上の方の、出っ張りですかね。上の方の青い二本の取り付け道路の改良区のところですか。

[事業者]

207 ページの図を見ると、ここの種市段丘と書いてあるところの、すぐ下が種市ですので、この付近だと思われます。

[会長]

では、ずれているのですね。

[事業者]

はい。

[会長]

ずれていれば大丈夫ですね。種市は少し北ですものね。では、ここは大丈夫ですね。分かりました。

[会長]

それでは、よろしいですかね。

一般的な事項については、一旦締めますので。

これから質問4、8と、それ以外の稀少種に関して質疑を行いますので、一旦、ここで非公開にしたいと思います。

(事務局が、傍聴者を室外へ誘導しました。)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは再度、一般項目、稀少種も含めまして、その他、意見はございませんか。

(各委員から意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

それでは、これまで各委員が述べられた意見を、審査会の意見と致します。事務局においては、これらを踏まえて、本件配慮書に関する知事意見を形成されるようお願い致します。

それでは、以上で「(仮称) 洋野風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議を終了します。事業者の方は、ご苦労様でした。

[事業者]

ありがとうございました。

今日から、実は、もう一つの案件の田野畑風力配慮書の縦覧が始まっておりまして、また先生方にはお世話になると思っておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

[会長]

そうですか。分かりました。

では、予定の議題は以上ですけれども、その他、事務局から連絡等はございますか。

[事務局]

それでは、事務局からの連絡事項でございます。

まずは委員の皆様ご審議お疲れ様でございました。本日の皆様のご意見を基に、今回の案件に対する知事意見を作成させて頂きたいと思っております。

それから、今後のスケジュールについての連絡でございます。

次回以降の審査会でございますが、年内の審査会は今回で最後でございます。

次回は、1月中旬頃を予定しておりまして、その後は、先程お話ありました、田野畑風力発電事業につきましては、昨日県の方に届きましたので、まもなく委員の皆様の方に配慮書の方を送付させて頂きたいと思っております。それも含めて、他にも、これから配慮書の手続きに入りたいと言っている事業者が複数ありますし、既に手続きに入っている方法書の案件が2つあって、それらの案件も、年明けにやらざるを得ないという状況でございまして、年度末までに複数回、審査会を開催させて頂く予定でございます。

具体的な開催時期につきましては、またスケジュール調整の方をさせて頂きながら、決定させて頂きたいと思っております。本年もお忙しい中沢山の案件を審査して頂きまして、大変ありがとうございました。

まだまだ年度末まで、案件が目白押しという状況でございますが、年度末に向けて忙しくなっていく中で、ご負担をお掛けして大変恐縮ではございますけれども、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

[事務局]

前回の審査会におきまして、コウモリに対する環境影響評価、これの国や、関連機関に生態の研究を進めて欲しいといった要望がありました。

私共の方で、環境省の担当者の方に審査会でそういったお話が出たということをお伝えしたところでございます。担当者の方には、そういった内容については、ご理解頂けているところでございますが、正式な要望という形になりますと、様々なやり方等ございますので、今後は国の反応ですとか、様子の方を少し拝見させて頂きまして、また改めて、ご報告等させて頂きたいと思います。

事務局の方からは以上です。

[会長]

それでは、他に無ければ、本日の会議はこれで終了します。

どうもご苦労様でした。

[事務局]

以上をもちまして、第63回県環境影響評価技術審査会を終了いたします。

委員の皆様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。